

平塚市ゴルフ協会規約

第1章 総 則

- 第1条（名称） 本会は平塚市ゴルフ協会という。
- 第2条（目的） 本会は平塚市内のアマチュアゴルフ競技を統括し、これを代表する唯一の団体であり、市内におけるゴルフの健全な普及、発展に努め、市民の体力向上とスポーツマンシップの高揚に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- （1）市内におけるアマチュアゴルフに関する基本計画の策定及び実施
 - （2）ゴルフ競技に関する研究・宣伝及び啓発ならびに技術指導
 - （3）平塚市アマチュアゴルフ選手権をはじめ、各種競技会の開催
 - （4）神奈川県ゴルフ協会、平塚市体育協会などとの連携
 - （5）その他の目的に必要な事業
- 第4条（事務所） 本会は事務所を平塚市に置く（住所は細則で定める）

第2章 役 員

- 第5条（役員の種類） 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 5名以内 |
| 理 事 | 30名以内 |
| 事務局長 | 1名 |
| 副事務局長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |
- 第6条（役員の選任） 本会の役員は次の各号の定めるところにより選任する
- （1）理事は登録会員の中から選任する
 - （2）会長・副会長は理事会で選任する
 - （3）理事長・副理事長は理事の互選とする
 - （4）監事は理事会で選任する
 - （5）事務局長、副事務局長、会計は理事より理事長が委嘱する
 - （6）役員選任の方法は細則で定める
- 第7条（役員の職務） 本会の役員の職務は、次の各号に定める
- （1）会長は、本会を代表する
 - （2）副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は指名する順序に従い代行する
 - （3）理事長は、会務ならびに理事会を統括し、本会の業務を執行する
 - （4）副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時は理事長の指名する順

序に従い代行する

- (5) 理事は理事会を結成し、本会最高の決議機関である
- (6) 事務局長は、理事長の命に従い本会の事務を執行する
- (7) 副事務局長は事務局長を補佐する
- (8) 会計は経理事務を執行する
- (9) 監事は、本会の会計を監査する

第8条（役員任期） 役員任期は3年とするが、重任は妨げない
但し、役員改選年度においては新役員承認を得るまで会務を遂行する

第9条（役員補充） 役員に欠損が生じた時は理事会で補充選出することができる。但し、任期は前任者の残存期間とする

第10条（役員解任） 役員は役員としてふさわしくない行為があった場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の決議により、解任することができる

第3章 顧問及び参与

第11条（顧問及び参与） 本会に顧問及び参与置くことができる

- (1) 顧問及び参与は理事会の推薦により理事長が委嘱する
- (2) 顧問、参与は特定事項について理事長及び理事会の詰問に応じる
- (3) 顧問及び参与は理事長の要請により本会の会議に出席して意見を述べるほか、本会の発展に側面から協力する

第4章 会員の構成

第12条（登録会員の資格） 本会に登録しようとする者は平塚市内に在住、又は在勤し、あるいは学籍を有するアマチュアでなければならない

第13条（登録） 前条に定めた会員は本会に登録し理事長の承認を受けなければならない

- (1) 登録の手続き、登録料は別に定める細則による
- (2) 本会に登録されていないものは、市内の公式試合に出場することが出来ない

第14条（資格喪失） 会員は次の各号のいずれかに該当した時は、その資格を失う

- ①脱退
- ②死亡
- ③除名

第15条（除名） 会員が次の各号のいずれかに該当した時は、除名することができる

- ①会費を1年以上滞納した時
- ②本会の名誉をき損し、又は規約に反するような行為をした時
- ③その他、本会の会員として不相当と認められる時

第16条（委員会） 本会は、理事会が必要と認めた場合は、委員会を設けることが出来る

- (1) 委員会は、理事会の決議により、専門的な立場の者を集めて専門事項を

処理する

(2) 委員会には、委員長を置き、理事長が指名する理事がこれに当たる

第17条（事務局） 本会の事務を処理するため事務局を置く

- ①事務局に、事務局長、副事務局長を置く
- ②事務局は、必要に応じて事務局員を置くことができる
- ③事務局及び職員に関する事項は理事長がきめる

第5章 会 議

第18条（理事会）

- (1) 理事会は会長が召集し理事長が議長となる
- (2) 理事会は本会の最高議決機関である
- (3) 理事会は次の事項を議決する
 - ・事業計画及び収支予算に関する事項
 - ・事業報告及び収支決算に関する事項
 - ・会員の除名に関する事項
 - ・その他本会の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項
- (4) 会長は理事の過半数から会議の目的による事項を示して請求があった時は遅滞なくこれを召集しなければならない

第19条（運営会議）

- (1) 運営会議は会長が召集し理事長が議長となる
- (2) 運営会議は正副会長、正副理事長、正副事務局長、会計、正副委員長をもって構成する
- (3) 運営会議は本会の運営及び理事会に諮るすべての事項について審議する

第20条（会議の定足数と議決）

- (1) すべての会議は定足数の2分の1以上の出席を必要とする
- (2) 理事会に委任状を提出した場合は出席とみなす。議決に関しては規約で別に定める場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる

第21条（議事録） 会議の議事については次の各号にあげる事項を記載した議事録を作成しなければならない

- ①会議の日時・場所
- ②理事の現在数
- ③出席理事の数と氏名
- ④議事の経過の概要とその結果
- ⑤議事録には議長及び出席者のうちから2名以上の署名がなければならない

第6章 資産と会計

第22条（資産の構成） 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する

- ①資産から生じる果実
- ②会員の入会金・年会費及び大会参加登録料
- ③事業に伴う収入

④補助金と助成金

⑤寄付金

⑥その他の収入

第23条（資産の管理） 本会の資産は理事長が事務局長に命じて管理し、その方法は理事会の議決によって定める

第24条（経費の支弁） 本会の経費は、第23条に定めた資産収入から支弁する

第25条（事業計画と収支予算） 本会の事業計画、収支予算は毎会計年度終了後3ヶ月以内に運営委員会が編成し、理事会の議決を経なければならない

第26条（事業報告と収支決算） 本会の事業報告、収支決算は毎会計年度終了後3ヶ月以内に運営委員会が作成し、財産目録と共に監事の意見書をつけ、理事会に提出する

第27条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる

第7章 規約の変更と解散

第28条（規約の変更） この規約は、総理事の3分の2以上の同意がなければ変更することは出来ない

第29条（解散） 本会は、総理事の4分の3以上の同意がなければ解散することは出来ない

付 則 本規約は、昭和59年8月27日より施行する

（平成3年4月1日 一部改定）

（平成17年6月10日 一部改定）

（平成24年2月27日 一部改定）

平塚市ゴルフ協会規約細則

第1項 事務所

1. 規約第4条に基づく事務所は平塚市土屋2418に置く

第2項 役員の選任

1. 役員の選考は役員選考委員会が当たる
2. 選考委員会は、役員任期終了年度の終了前に組織する
3. 神奈川県ゴルフ協会及び関係団体への派遣役員の選任についても第2項を適用する
4. 選考委員は、理事長と正副事務局長、理事長が推薦する理事若干名をもって当たる
5. 選考案は運営会議で決し、総会で決議する

第3項 登録

1. 本会への入会資格は、平塚市に在住、在勤するアマチュアとするが、学生・生徒に関しては市内に学校所在地、或は住所があればよい
2. 登録は所定の用紙を用いて、毎年4月末日迄に事務局に提出するものとする。但し、競技会出場時点での申し込みも受け付ける
3. 登録する場合は、必ず規定の入会金・年会費を納入しなければならない。入会金・年会費は次の通りとする
 - (1) 一般年会費（大学生を含む）6,000円
 - (2) 入会金 5,000円
 - (3) 高校生以下のジュニア会員については、入会金免除、年会費を1,000円とする

第4項 委員会

1. 本会規約第16条による専門委員会は、次の通りとする
 - (1) 総務委員会
 - (2) 競技研修委員会
 - (3) 事業委員会
2. 各委員会の主たる業務は次の通りとする
 - (1) 総務委員会
 - A 関係文書の収受・発信・保管
 - B 役員名簿・会員名簿・入会申込書等の保管と手続き
 - C 広報
 - D 規約・規則等の改廃
 - E 本会の予算案の作成
 - F 他の委員会に属さない事柄

(2) 競技研修委員会

- A 各種競技の立案・運営・調整
- B 競技規則に関すること
- C 本会とその周辺で発生した懲罰事項の調整・処分
- D 競技技術の調査・研究・指導に関すること
- E 技術講習会・研修会等の立案と運営
- F 指導者の養成と資格認定
- G 競技力の向上に関すること
- H ゴルフ教室の開設と運営
- I ゴルフの健全な普及・啓蒙に関すること
- J スポーツマンシップに関すること
- K 公式戦年間ランキングの作成

(3) 事業委員会

- A 平塚市民ゴルフ大会の企画・立案
- B フレンドシップゴルフ大会の企画・立案・運営
- C ジュニアの育成
- D レディスゴルフ教室及び競技会の開催

3. 委員会の組織と運営は次の通りとする

- (1) 委員会には、委員長1名、副委員長2名、委員若干名を置く
- (2) 委員長には、理事を充てるものとする
- (3) 委員長は委員会を運営し、業務を推進する。副委員長は委員長が指名する
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する
- (5) 委員会の召集は、委員長が理事長の承認を得て行う
- (6) 委員会の決定事項は運営委員会に報告し、その承諾を得なければならない

(平成17年6月10日 一部改定)

(平成24年2月27日 一部改定)

第18条（理事会）

- （1）理事会は会長が召集し理事長が議長となる
- （2）理事会は本会の最高議決機関である

第20条（会議の定足数と議決）

- （1）すべての会議は定足数の2分の1以上の出席を必要とする
- （2）理事会に委任状を提出した場合は出席とみなす。議決に関しては規約で別に定める場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる

第21条（議事録） 会議の議事については次の各号にあげる事項を記載した議事録を作成しなければならない

- ①会議の日時・場所
- ②理事の現在数
- ③出席理事の数と氏名
- ④議事の経過の概要とその結果

- ⑤議事録には議長及び出席者のうちから2名以上の署名がなければならない

作成人

署名人